

文書等集配業務委託派遣契約 仕様書

本仕様書は、文書等集配業務派遣契約の実施基準を示すものである。

1. 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を行うものとする。

2. 業務の引継ぎ

業務従事者に変更が生じた場合には、受注者は誠意を持って確実に後続の業務従事者への業務の引継ぎを行うものとする。

3. 業務場所

五泉市役所、五泉小学校、五泉南小学校、五泉東小学校、村松小学校、愛宕小学校

4. 委託業務内容基準及び業務の範囲

五泉市教育委員会の連絡ボックス内の文書を五泉小学校、五泉南小学校、五泉東小学校へ配達し、五泉小学校、五泉南小学校、五泉東小学校から五泉市教育委員会宛の文書を収受する。

村松公民館内連絡ボックス内の文書を村松小学校、愛宕小学校へ配達し、村松小学校、愛宕小学校から五泉市教育委員会宛の文書を収受する。

5. 業務を必要としない期日

- ア. 土曜日・日曜日
- イ. 国民の休日に関する法律の規定する休日
- ウ. 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- エ. 8月12日から8月14日まで
- オ. その他、上記に実施する学校行事等の振替日

6. 業務を要する日及び時間

前項5以外の日とし、別紙 **令和8年度** 業務日数表による。

業務時間は、午後1時30分から午後3時30分まで。1日2時間勤務。ただし、交通状況等により時間を超過した場合は別途相談により対応するものとする。また、指揮命令者（課長）の指示により業務時間を変更することができるものとする。

7. 通知書の作成及び台帳の管理

(1) 勤務実績通知書（様式 10 号）

派遣労働者は、「勤務実績通知書」に記入し、月末に本人確認印を押印後指揮命令者（学校教育課長）に提出する。指揮命令者（学校教育課長）は確認印を押印後、適正に管理する。

(2) 派遣先管理台帳（様式 12 号）

派遣先の指揮命令者（学校教育課長）は、「派遣先管理台帳」を作成するとともに、適正に管理する。ただし、派遣労働者からの苦情があった場合には、派遣先苦情受付者（学校教育課長）からの報告に基づき記載し管理する。

8. 派遣労働者の負担の範囲

業務の実施に必要な車両及び燃料費等は、特記が無ければ無償で使用できるものとする。

9. 健康管理

業務に従事する者の体調不良がある場合は、原因を把握し、必要な措置を講ずることとする。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 53 条の 2 から 4 に基づき、結核に係る定期の健康診断を受けなければならない。

10. その他

令和 8 年度 五泉市一般会計予算が議決されなかった場合は、本調達手続きについては停止を行うことがあります。

別紙 令和8年度 管理員業務日数表

4月 日数	21	5月 日数	18	6月 日数	22	7月 日数	22	8月 日数	17	9月 日数	19	10月 日数	21	11月 日数	19	12月 日数	20	1月 日数	19	2月 日数	18	3月 日数	22	年間 日数	238
----------	----	----------	----	----------	----	----------	----	----------	----	----------	----	-----------	----	-----------	----	-----------	----	----------	----	----------	----	----------	----	----------	-----

日	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	曜	勤務日	曜	勤務日	曜	勤務日	曜	勤務日	曜	勤務日	曜	勤務日	曜	勤務日	曜	勤務日	曜	勤務日	曜	勤務日	曜	勤務日	曜	勤務日
1	水	○	金	○	月	○	水	○	土		火	○	木	○	日		火	○	金	元日	月	○	月	○
2	木	○	土		火	○	木	○	日		水	○	金	○	月	○	水	○	土		火	○	火	○
3	金	○	日	憲法記念日	水	○	金	○	月	○	木	○	土		火	文化の日	木	○	日		水	○	水	○
4	土		月	みどりの日	木	○	土		火	○	金	○	日		水	○	金	○	月	○	木	○	木	○
5	日		火	子供の日	金	○	日		水	○	土		月	○	木	○	土		火	○	金	○	金	○
6	月	○	水	振替休日	土		月	○	木	○	日		火	○	金	○	日		水	○	土		土	
7	火	○	木	○	日		火	○	金	○	月	○	水	○	土		月	○	木	○	日		日	
8	水	○	金	○	月	○	水	○	土		火	○	木	○	日		火	○	金	○	月	○	月	○
9	木	○	土		火	○	木	○	日		水	○	金	○	月	○	水	○	土		火	○	火	○
10	金	○	日		水	○	金	○	月	○	木	○	土		火	○	木	○	日		水	○	水	○
11	土		月	○	木	○	土		火	山の日	金	○	日		水	○	金	○	月	成人の日	木	建国記念日	木	○
12	日		火	○	金	○	日		水	閉校日	土		月	スポーツの日	木	○	土		火	○	金	○	金	○
13	月	○	水	○	土		月	○	木	閉校日	日		火	○	金	○	日		水	○	土		土	
14	火	○	木	○	日		火	○	金	閉校日	月	○	水	○	土		月	○	木	○	日		日	
15	水	○	金	○	月	○	水	○	土		火	○	木	○	日		火	○	金	○	月	○	月	○
16	木	○	土		火	○	木	○	日		水	○	金	○	月	○	水	○	土		火	○	火	○
17	金	○	日		水	○	金	○	月	○	木	○	土		火	○	木	○	日		水	○	水	○
18	土		月	○	木	○	土		火	○	金	○	日		水	○	金	○	月	○	木	○	木	○
19	日		火	○	金	○	日		水	○	土		月	○	木	○	土		火	○	金	○	金	○
20	月	○	水	○	土		月	海の日	木	○	日		火	○	金	○	日		水	○	土		土	
21	火	○	木	○	日		火	○	金	○	月	敬老の日	水	○	土		月	○	木	○	日		日	
22	水	○	金	○	月	○	水	○	土		火	国民の休日	木	○	日		火	○	金	○	月	○	月	春分の日
23	木	○	土		火	○	木	○	日		水	秋分の日	金	○	月	勤労感謝の日	水	○	土		火	天皇誕生日	火	○
24	金	○	日		水	○	金	○	月	○	木	○	土		火	○	木	○	日		水	○	水	○
25	土		月	○	木	○	土		火	○	金	○	日		水	○	金	○	月	○	木	○	木	○
26	日		火	○	金	○	日		水	○	土		月	○	木	○	土		火	○	金	○	金	○
27	月	○	水	○	土		月	○	木	○	日		火	○	金	○	日		水	○	土		土	
28	火	○	木	○	日		火	○	金	○	月	○	水	○	土		月	○	木	○	日		日	
29	水	昭和の日	金	○	月	○	水	○	土		火	○	木	○	日		火		金	○			月	○
30	木	○	土		火	○	木	○	日		水	○	金	○	月	○	水		土				火	○
31			日				金	○	月	○			土				木		日				水	○

夏季休業7月24日～8月27日まで
 冬季休業12月25日～1月7日まで
 春季休業3月25日～4月5日まで